

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

|      |              |             |                         |   |
|------|--------------|-------------|-------------------------|---|
| 管理番号 | 115          | 重点募集<br>テーマ | ①「事務処理方法の見直し」の該当        | ○ |
| 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 |             | ②「デジタル化」の該当             | × |
| 提案分野 | 11_総務        |             | ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当 | × |

## 提案事項(事項名)

国家公務員の給与等の改正予定内容に係る情報提供の早期化

## 提案団体

香川県、栃木県、神奈川県、愛媛県、高知県

## 制度の所管・関係府省庁

内閣官房、総務省、人事院

## 求める措置の具体的内容

地方公共団体が地方公務員法第24条第2項及び第4項の規定の趣旨を踏まえて給与・勤務時間・休暇制度の改正を円滑に実施できるよう、国家公務員における制度改正予定内容を十分にかつ早期に情報提供いただけるよう人事院と総務省で連携して取り組んでいただきたい。具体的には、以下の事項について要望する。

(1) 人事院勧告を踏まえた法律・規則改正等に関する通知や情報提供の早期化  
※法律改正に関する情報については10月初旬まで(県議会の11月定例会に条例案を提出するため)に、当該年度施行の規則改正については12月初旬までに提供いただくことが望ましい。

(2) 人事院勧告では触れられなかった制度改正が行われる場合があるが、このような情報は検討段階から情報提供いただくこと  
※10月初旬までに提供いただくことが望ましい。

(3) (2)の制度改正に関する情報提供の早期化  
※当該年度施行の規則改正については12月初旬までに情報提供いただくことが望ましい。  
※翌年度施行の規則改正については1月下旬までに情報提供いただくことが望ましい。

(4) 人事院が行う各省向け説明会資料等を共有いただくこと  
給与改定は人事院と各地方公共団体の人事委員会が民間給与実態調査を共同で実施しその成果を得ているものであり、当該調査結果等を踏まえたアウトプットでもある改正事項については、適時・適切に地方公共団体に提供されても良いのではないかと考える。

## 具体的な支障事例

国家公務員における給与・勤務時間・休暇制度の改正予定内容については、例年、8月に行われる人事院の報告・勧告内容、その後に国会に提出される法案、その後に公布される人事院規則等の内容、総務省からの情報提供内容、随時報道される内容をもとに確認している。

しかしながら、最近、十分な情報が適時に提供いただけず、地方公共団体において検討時間、職員団体との調整時間、システム改修時間、例規改正時間、給与決定事務時間、職員への周知期間などが十分に確保できないケースが生じている。

例えば、令和7年度であれば、令和8年4月からの初任給決定事務における5年を超える経験年数の換算方法の改正及びそれに伴う在職者調整や大学生年代の扶養親族に係る扶養手当制度の改正など、8月の人事院報告・勧告には記載されていなかった改正内容について、令和8年2月13日に総務省から人事院規則が改正されたとの情報提供があった。これ自体、寝耳に水で情報提供をもっと早くいただきたかったし、規則より下位の既定や通知についても、あわせて提供いただきたかった。

また、令和8年4月に創設する駐車場料金に関する通勤手当や第2種初任給調整手当についても、一定の準備期間や周知期間が必要であるに関わらず、上記と同様のタイミングでの情報提供であった。

人事院が各省の担当者等に向けて行う説明会について、以前は当県の人事委員会も同時視聴することができていたが、令和7年度は不可となった。

民間給与実態調査の実施団体でない市町村においても同様の支障が生じていることから、適切な給与、勤務時間その他の勤務条件を定めるため、人事院と総務省が連携し、国家公務員に係る制度改正予定内容及び運用基準等について、年内を目途に情報提供いただくなど、情報提供の早期化をお願いしたい。

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体における検討時間、職員団体との調整時間、システム改修時間、例規改正時間、給与決定事務時間、職員への周知期間などが十分に確保されることにより時間外勤務が削減され、経費節減や職員のワークライフバランスの確保、地方公共団体がより自主性を発揮すべき事務への優先的な取組みに資するものと考ええる。

#### 根拠法令等

—

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、郡山市、茨城県、埼玉県、千葉県、名古屋市、大阪府、小野市、徳島県、高松市、佐賀県、熊本市、大分県、宮崎県

○早期に情報提供いただけることにより、当市における検討時間、職員団体との調整時間、システム改修時間、例規改正時間、給与決定事務時間、職員への周知期間などが十分に確保されることが期待できることから、提案事項に賛同する。

○求める措置の具体的内容(3)に関して、翌年度施行の規則改正についても、当該年度施行分と同様に、12月初旬に情報提供いただくことが望ましい。

○提案団体と同様の支障事例がある。情報提供が遅いものについては、事前に県へ電話で詳細を照会して対応しているほか、改正が間に合わなかったものは、次年度に改正することになり、場合によっては遡及適用で対応せざるを得ないものも生じている。

#### 各府省庁からの第1次回答

国家公務員の給与等の改正予定内容に係る情報提供は、これまでも情報提供が可能となった段階で速やかにやってきたところであるが、情報提供のさらなる早期化が可能かどうか、関係府省と協議してまいりたい。

#### 各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

最近の事例としても、令和7年4月15日及び令和8年3月24日付けで総務省消防庁から、緊急消防援助隊として出動した職員に支給する手当と国家公務員の災害応急作業等手当との均衡を図るよう通知が発出されたが、その約2週間後の令和8年4月8日には、国家公務員の災害応急作業等手当の金額を引き上げるなどする人事院規則が公布され、令和8年4月1日から適用されることが明らかになった。また、この人事院規則の改正については、令和7年8月の人事院勧告・報告では全く触れられておらず、総務省から令和8年4月9日に「給与情報」として自治体に情報提供されたことで了知したところである。関係自治体は、総務省消防庁の通知を踏まえて、今回の引上げ前の国家公務員の手当額と均衡がとれるように、関係条例の改正議案を議会に諮るなど手続きを進めてきたと思われる中、目指していた国家公務員の手当額が急に引き上げられることとなり、再度、議会に対して引上げをお願いしないといけない状態になったのではないかと推察される。

このように継続して課題が発生している状況であり、総務省に対しては、本提案にあるとおり、人事院勧告・報告では触れられなかった制度改革の情報や人事院が各省庁向けに行う事前説明や事前調整に関する資料等を自治体に早期に提供する必要性を人事院に十分ご理解いただけるよう、早期かつ最大限の努力を求めたい。

#### 各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【埼玉県】

- ・総務省からは毎年、総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」等が発出され、地方公務員の給与制度について、国家公務員の見直しを踏まえて必要な措置を講ずるよう助言を受けている。
- ・助言どおりに国家公務員に準じて新たな給与制度を導入するには、規定改正だけでなくシステムの改修も必要であり、システム改修には時間を要する。
- ・給与法を提案するに当たり、規則等も含めた制度骨子は確定しているものと考えられるため、給与法が提案された時点で、想定されている制度の骨子案を総務省からご提供いただくよう、関係省庁間での調整をお願いしたい。

##### 【千葉県】

国家公務員における給与等の改正予定内容に係る情報提供は、これまでのスケジュールでは当県での検討やシステム改修等の時間の確保が困難となる場合が生じていることから、情報提供の早期化を是非お願いしたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

人口減少下における資源制約の深刻化を踏まえ、地域が自主性を発揮すべき事務により優先的に取り組めるよう、事務負担の軽減のため国・地方の連携強化を目指した取組を推進することで、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房（内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案）

|      |              |             |                         |        |
|------|--------------|-------------|-------------------------|--------|
| 管理番号 | 153          | 重点募集<br>テーマ | ①「事務処理方法の見直し」の該当        | ○      |
| 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 |             | ②「デジタル化」の該当             | ○(3)以外 |
| 提案分野 | 12_その他       |             | ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当 | ×      |

## 提案事項（事項名）

広域連合等に対しても一斉通知・調査システムを利用して国からの直接通知とすること

## 提案団体

北海道、福島県、神奈川県、北海道東北地方知事会

## 制度の所管・関係府省庁

内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

令和7年3月の一斉通知・調査システムの改修によりインターネット環境への対応が可能となり、広域連合や一部事務組合の利用が可能となったことを踏まえ、市区町村だけでなく、広域連合や一部事務組合、各都道府県市長会、各都道府県町村会等に対しても、原則、一斉通知・調査システムを利用して、国からの直接通知とすること。

なお、当該措置にあたっては、今後も新たな通知等の事務が発生することを踏まえ、個別事務ごとの通知だけでなく、総務省においてシステム利用に関する国の統一的な方針・指針を策定し、周知すること。

## 具体的な支障事例

当県で、国からの通知等を受けた際、その内容を踏まえ、広域連合や一部事務組合等（以下、広域連合等）に対して、当県から通知を発出しているところであり、その都度事務が生じるため、一件毎の負担は軽微であっても、総量としては相当の負担となっている。また、日常業務で広域連合等と直接のやり取りがない部局においては、その都度、連絡先等の入手が必要となっている。

### 【事務の例】

- 地方分権改革に関する提案募集関係事務
- 地方公務員給与・制度等関係事務
- 地方行政関係事務
- 行政評価・行政手続き関係事務
- 行政改革関係事務（指定管理・PFI）
- 地域未来交付金関係事務（制度説明会、申請受付等）
- 地方公営企業関係事務（繰出金、経営マネジメント強化事業等）
- 公共工事関係事務（設計積算、入札、契約等）

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村及び広域連合等について、都道府県を経由した通知事務が廃止されることで、都道府県の事務負担の軽減が期待される。

## 根拠法令等

—

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、宮城県

○後期高齢者広域連合は全都道府県において設立されており、県を経由せずとも直接の連絡で完結することができる（県を経由することで無駄な事務が発生している）。

## 各府省庁からの第1次回答

### 【地方分権改革に関する提案募集関係事務】

提案募集を開始する際の通知等について、一斉通知・調査システムの活用等により広域連合等に対しても内閣府から直接通知等を発出できるよう、その具体的な進め方について検討中。

### 【地方公務員給与・制度等関係事務】

総務省の「一斉通知・調査システム」で通知の送付が可能となるよう、令和8年度に広域連合や一部事務組合に周知するための担当部署の宛先の登録を行い、令和9年度に送付が可能となるよう対応してまいりたい。

### 【地方行政関係事務】

今後行政課及び行政経営支援室から発出する通知については、広域の地方公共団体である都道府県において集約的に情報を把握いただくことが望ましいものか等、その内容や性質に鑑み、宛先を適切に判断した上で、一斉通知・調査システムを活用して送信したい。

### 【行政評価・行政手続関係事務】

今後行政管理局（調査法制課）から発出する通知については、その内容や性質、市町村・広域連合等の担当者の登録状況等を踏まえ、宛先を適切に判断した上で、一斉通知・調査システムを活用して送信したい。

### 【行政改革関係事務（指定管理・PFI）】

都道府県から広域連合等への通知の実情を確認しつつ、市区町村だけでなく、広域連合等に対しても、一斉通知・調査システムを利用した国からの直接通知を検討する。

### 【地域未来交付金関係事務（制度説明会、申請受付等）】

地域未来交付金（地域未来推進型）に係る制度説明会の開催案内など、システムがなじむと想定される場合については、令和9年度より一斉通知・調査システムを活用する方向で検討を進めることとする。

ただし、当該システムによる対応が困難な事務も一部存在することから、一斉通知・調査システムを用いる場合と電子メールにより送付する場合が併存することとなり、結果として自治体における事務が煩雑化するなど、自治体にとって不利益となる場合には、従来の連絡方法に統一する可能性もある。

地域未来交付金（デジタル実装型）に係る事務のうち、制度説明会や公募開始に関する連絡等の内閣府から発出する通知については、令和9年度より、一斉通知・調査システムを利用することを検討する。その際、本提案における総務省の検討結果を踏まえて対応する。

### 【地方公営企業関係事務（操出金、経営マネジメント強化事業等）】

ご提案の「地方公営企業関係事務（繰出金、経営マネジメント強化事業等）」に関する通知については、広域連合や一部事務組合等に対しても、通知の趣旨を踏まえつつ、原則、一斉通知・調査システムを利用して、国からの直接通知とすることとする。

### 【公共工事関係事務（設計積算、入札、契約等）】

地方公共団体に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下、入契法）に基づき、入札契約適正化に向けた要請や周知を行っているところ。

また、公共工事品確法に基づく基本方針においては、国だけでなく、都道府県においても市町村等に対して発注関係事務を適切に実施するための情報の提供を行うものとされている。

なお、広域連合や一部事務組合など、入契法の対象となり得る特別地方公共団体については、国において一元的に把握しておらず、各都道府県及び市町村において適切に把握されているものと承知している。

ご提案を踏まえ、これらの団体に対する通知の在り方について、今後検討を進めてまいる。

### 【システム利用に関する国の統一的な方針・指針】

一斉通知・調査システムは、全国の地方公共団体を対象とした通知・調査照会業務を円滑に進めるために運用しているものである。令和6年度の改修により、令和7年3月から一部事務組合及び広域連合も本システムの利

用が可能となっている。令和7年6月の「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」（令和7年6月2日決定）の決定を受け、令和7年7月に本システムの利用拡大について各府省庁へ依頼したところであり、この共通化推進方針を踏まえ、今後も、本システムの利用拡大に取り組んでいく。

#### 各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

検討を進める旨回答のあったものについても、実現に向けた前向きな検討をよろしくお願いする。  
また、昨年7月に依頼したとのことであるが、広域連合や一部事務組合等への利用拡大について、改めて全府省庁を対象とした周知、依頼をお願いする。  
なお、システム利用の拡大にあたり、都道府県や市町村に対し、それら団体の連絡先等について照会を行う際は、各省庁分をとりまとめ、なるべく一本化された形で照会を行うよう、事務負担の観点で配慮するとともに、広域連合や一部事務組合等を当該システムに登録するにあたっては、照会の趣旨や登録を依頼する経緯について、登録する団体が理解しやすい説明文を作成するなど、事前に丁寧な周知を行うようお願いする。

#### 各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。なお、検討に当たっては、必要な情報は引き続き都道府県へも提供されるよう配慮いただきたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

|      |              |             |                         |        |
|------|--------------|-------------|-------------------------|--------|
| 管理番号 | 160          | 重点募集<br>テーマ | ①「事務処理方法の見直し」の該当        | ○      |
| 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 |             | ②「デジタル化」の該当             | ○(3)以外 |
| 提案分野 | 11_総務        |             | ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当 | ×      |

提案事項(事項名)

「一斉通知・調査システム」の活用促進に向けた見直し

提案団体

神奈川県、福島県、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、海老名市、寒川町、大磯町、二宮町

制度の所管・関係府省庁

内閣官房、総務省

求める措置の具体的内容

令和7年度の提案募集事項のうち、「一斉通知・調査システム」について、地方公共団体の事務負担を軽減するため、前向きな対応をいただいたところではあるが、一層の活用促進と事務負担軽減を図るため、次の措置を求める。

- ①システム内に登録されている「担当名」の区分を増設・廃止・修正するとともに「担当業務説明」の内容を充実すること
- ②令和7年7月16日付け総務省地域力創造グループ地域情報化企画室長、内閣官房行政改革推進本部事務局参事官通知発出後に関係府省庁が実施した運用改善の取組状況について、地方公共団体にフィードバックすること

具体的な支障事例

## 【支障事例】

①一斉通知・調査システムを利用して通知等を発出する際は、「担当」を選択する必要があるが、担当の定義が曖昧なものがあるため、地方公共団体側では、本来の所掌ではない通知が届き、庁内での振り分けに係る事務負担が生じている。

「担当」は、あらかじめシステム上で設定されており、各地方公共団体が該当課を登録することで運用されているが、都道府県と市町村では設定されている「担当」に差異がある。例えば、都道府県には総務関係のシステム上の「担当」が存在していないため登録することができないが、市町村には、システム上に「総務担当」が存在し、各市町村の総務担当課が登録をしている状況にある。

都道府県の市町村課は、管内市町村の支援、とりまとめ等を目的として「市町村担当」の登録を行っている。しかしながら、都道府県の「市町村担当」と市町村の「総務担当」が、システム上では同じ「市町村(総務)担当」として設定されていることから、本来は都道府県の総務担当課宛てに送られるべき総務関係の通知が、「市町村担当」宛てに送付されることがある。また、「地域の元気担当」の担当業務説明には「市町村宛ての既存の他の担当に属さない事項」があるにもかかわらず、「市町村担当」の担当業務説明が「市区町村のとりまとめ」と包括的な内容になっていることにより、直接「市町村担当」の担当業務とは関係がない通知が「市町村担当」宛てに送付されることがあるなど、実態と乖離している。

②令和8年度に入ってもなお、令和7年度にシステムを通じて実施されていた調査について、特段の理由も示されないままシステムを通さずメールで依頼が送られてくるなど、令和7年7月16日付け通知の趣旨にそぐわない対応が散見され、対応に苦慮している。

## 【運用見直しの必要性】

持続可能な行政サービスを考えれば、事務負担の軽減は喫緊の課題であり、周知や調査等の事務は一層の簡素化を図る必要がある。また、都道府県による周知は、市町村には便利である一方で、システムの活用促進、ひいてはデジタル化の推進による事務負担の軽減を阻害する運用となっている。現在の担当名の区分及び担当業務説明の内容からは適切な送付先の特定等に支障があり、十分な事務の簡素化が図れていない。

【支障の解決策】

①担当名の区分を実態に合わせて増設・廃止・修正し、担当業務説明の内容を充実させるとともに、システムを活用する省庁に対して見直しの結果を周知徹底する。また、実際に省庁から通知や調査を行う際は、送付する部署を改めて精査し、必要に応じ担当業務説明等に随時反映する。

②関係府省庁におけるシステムの運用改善の取組状況を見える化し、定期的に地方公共団体にフィードバックする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

この提案は、都道府県の負担軽減の観点のみならず、市町村の負担軽減にも資するものであり、事務を減らす視点から提案するものである。

特に人員不足が著しい小規模町村においては、「一斉通知・調査システム」を通じて国から届く膨大な照会等に対応するだけのマンパワーがないのが実情であり、システムを使いやすくすること、通知自体の内容を簡潔に短時間で理解しやすくすること、通知・照会の重複削減や頻度抑制、重要度の明確化、回答方法の統一・簡素化等については、令和8年度においても市町村の根強い改善要望があることから、一層の運用改善が必要である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の各部署に求められる対応が明確化されるとともに、市町村側にも無用の混乱を生じさせないで済むことから、円滑な事務処理に資する。

担当名の区分の増設・廃止・修正及び担当業務説明の充実により、国-都道府県-市町村間のより柔軟な通知や調査への活用が期待できる。

システムの運用改善状況を見える化し、国と地方公共団体で情報共有することにより、支障事例の明確化や好事例の横展開等が期待でき、更なるシステムの活用促進に資する。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、大田原市、鈴鹿市、宮崎県

○「地域の元気担当」と他の担当が重複して照会を受ける場合、「地域の元気担当」が取りまとめて回答する場合と、主となる担当が個別に回答する場合に分かれる。しかし、現状では、依頼内容まで確認しないとその仕分けをすることができず、仮に、「他の担当が回答する内容」と互いに認識している場合、回答漏れや調査対応が滞ってしまう。担当の仕分けを行う際、まず確認するところは「②基本情報」だが、「調査の標題」と「調査内容」の2項目のみで、「調査内容」の中に、多くの情報が規則性なく記載されているため、必要な情報を読み解くまでに時間を要する。

○実装されている機能が実用的ではない。（以下、実例）

・チャット機能について、回答できる内容が少ない。（対応できるのはシステムの操作方法に関する質問のみ。）

・案件問合せ機能について、利用したが返信がなかった。

・一括ダウンロード機能について、出力できるのは「調査の標題」や「案件種別」など、文書管理の表紙のような情報に限られる。また、「調査の標題」については、タイトルのみの場合もあれば、【】で担当省庁や締め切りが示されるなど、格納されている情報が不揃いで視認性が悪い。データを加工する必要があるため、利活用もしにくい。

○当団体においても一斉通知・調査システムを利用して発出された通知が実際の所管部署と乖離しており、その振り分けに苦慮している。通知見逃しの恐れもあることから、適切な部署に適切な通知がされるよう担当の区分の新設・変更・廃止を検討いただきたい。



## 各府省庁からの第1次回答

- ①令和7年の地方分権改革に関する提案募集における本システムの運用改善等に関する提案の趣旨を踏まえ、令和8年3月3日付けで関係府省庁宛てに本システムの運用改善を依頼したところである（「一斉通知・調査システム」の運用改善について（依頼）（令和7年地方分権改革に関する提案募集関係））。今般の提案を踏まえた本システムの運用改善については、令和8年度中に関係府省庁宛てに依頼する予定である。
- ②令和7年6月の「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」（令和7年6月2日決定）の決定を受け、令和7年7月に一斉通知・調査システムの利用拡大について各府省庁へ依頼したところである。この共通化推進方針も踏まえ、令和8年度には、「調査等リスト」の更新作業により調査等の負担軽減に係る改善事例等を取りまとめ、そのうち、改善の効果が高く、汎用性があるような事例については、各府省庁に対し今後の調査等の改善等に資するよう送付するとともに、各地方公共団体にも情報提供する予定である。

## 各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- ①関係府省庁において、市町村の利用率が低迷していると考えられている現状下で、より柔軟にシステムが活用されるためには、国一都道府県一市町村のそれぞれの立場を考慮した運用が必要であることから、運用改善に当たっては、関係府省庁から地方公共団体に対し、「担当名」及び「担当業務説明」の改善案を示しつつ意見照会を行うなど、地方公共団体の意見を十分に反映し、実効性のある対応をお願いするとともに、定期的に運用の見直しを行い、継続的な改善を図ってみたい。
- ②改善の効果が高く、汎用性があるような事例の横展開は重要であるが、それ以外の事例についても、関係府省庁がどのような改善を試みたのか、又はどのような理由で改善を行わないと判断したのか、網羅的に情報提供するとともに、各府省庁の取組の進捗状況を一覧で把握できるよう対応してみたい。

## 各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

人口減少による資源制約の深刻化やデジタル技術の発展を踏まえ、調査のオンライン化や担当課の明確化を進めるなど、自治体の業務効率化に向けた取組を一層加速させるとともに、提案の実現に向けた特に積極的な検討を求める。

### 【全国町村会】

提案団体の意見が反映されるよう、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

|      |              |             |                         |   |
|------|--------------|-------------|-------------------------|---|
| 管理番号 | 195          | 重点募集<br>テーマ | ①「事務処理方法の見直し」の該当        | ○ |
| 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 |             | ②「デジタル化」の該当             | × |
| 提案分野 | 03_医療・福祉     |             | ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当 | × |

## 提案事項(事項名)

母子健康手帳における出生届出済証明について別紙交付が可能であることの明確化

## 提案団体

半田市

## 制度の所管・関係府省庁

内閣官房、こども家庭庁、デジタル庁、法務省

## 求める措置の具体的内容

出生届出済証明について、母子健康手帳の該当欄に直接記載し押印するのではなく、貼付用の別紙で交付することが可能である旨、明確化を求める。

## 具体的な支障事例

母子手帳に出生届済証明記載方の件(昭和23年5月17日付け厚生省児発第275号・法務廳民事甲第1310号厚生省児童局長・法務廳民事局長連名通知)において、該当欄に出生届出済証明の記載をし押印することとされており、当市では、母子健康手帳に直接印刷できるプリンターもないことから、母子健康手帳に手書きで記載をしている。

市民に対して、出生届出時に母子健康手帳を持参いただくよう広報はしているが、週に数人は持参しないため、該当者には、後日再来庁するよう案内しているが、再来庁が負担である旨の指摘を受けている。

また、「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」における出生届のオンライン化の実施について(令和6年8月23日付け法務省民一第1793号内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官、こども家庭庁成育局母子保健課長、デジタル庁国民向けサービスグループ参事官、法務省民事局 民事第一課長連名通知)において、母子健康手帳の郵送対応が可能である旨示されているが、母子健康手帳原本を郵送で受け取り、記載の上で返送するのは、効率が悪い上、紛失リスクもあると考えている。

以上のことから、当市では、母子健康手帳貼付用の出生届出済証明を別紙交付する取扱いをしたいと考えている。

しかしながら、出生届出済証明の取扱いについては、地域の実情に応じ、地域住民の利便性に配慮した対応が可能であると示されているものの、別紙交付が可能であることが明確に示されていないため実施できていない。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市民から、再来庁が負担であると窓口で言われたことがある。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

別紙発行が可能となることで、母子健康手帳の持参を忘れた届出人にその場で出生届出済証明を交付でき、再来庁の必要性がなくなり、住民の利便性が向上するとともに行政の効率化を図ることができる。

また、別紙発行が可能となることで、オンライン出生届開始後、出生届に関連するご案内通知の中に、母子健康手帳用出生届出済証明を同封することができるようになり、母子健康手帳を持参する(あるいは郵送する)必要

性がなくなり、住民の利便性が向上するとともに、オンライン出生届と一体的に事務処理を行うことができるようになり、行政の効率化も図ることができる。

## 根拠法令等

母子保健法施行規則第7条、母子手帳に出生届済証明記載方の件(昭和23年5月17日付け厚生省児発第275号・法務廳民事甲第1310号厚生省児童局長・法務廳民事局長連名通知)、「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」における出生届のオンライン化の実施について(令和6年8月23日付け法務省民一第1793号内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官、こども家庭庁成育局母子保健課長、デジタル庁国民向けサービスグループ参事官、法務省民事局民事第一課長連名通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

佐野市、さいたま市、須坂市、豊橋市、大阪市、枚方市、熊本市

### ○【職員の記載に関するクレーム】

市民から「職員が出生届出済証明に記載した子の氏名が美しくない。ずっと残る証明のため、自分で記載したかった」とのクレームがあった。

### 【届出人自らが記載した場合】

戸籍に記載される字体と異なった文字(デザイン差、くせ字等)や戸籍記載とは異なった元号で記載されることもある。元号は補正で対応できるが、届出人の心情を考えると氏名を補正すべきか、公的な証明であるが故に苦慮している。

### 【里帰り出産時】

遠方での里帰り出産により、暫く母子健康手帳を持参できないという相談がある。  
別紙発行が可能になることで、これらの事案への対応がより円滑となることが期待される。

## 各府省庁からの第1次回答

「出生届出済証明」は、母子保健法施行規則第7条第1項に基づき定められており、出生届の際に市町村で発行されている。

この、「出生届出済証明」の発行方法については、以下のようなものがあり、いずれも通知(※)に基づき押印(印字含む)が行われていると認識している。

- ・窓口対応: 出生届受理の際、出生届出済証明書に直接記載・押印し、交付。
- ・窓口対応: 出生届受理の際、出生届出済証明書(シールタイプやオリジナルデザイン)を交付。
- ・郵送対応: 受理決定後、父母の住民登録をしている住所宛てに出生届出済証明書を送付。

(※)昭和23年5月17日厚生省児童局長・法務廳民事局長連名通知「母子手帳に出生届済証明記載方の件」

上記を踏まえ、別紙発行を行うことについても差し支えない。

## 各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

一次回答中で示されている、記載の根拠となる通知における記載方に係る内容は、「市区町村役場が出生届を受理したときは、届出人から提示を受けた母子手帳の該当欄に出生届出済証明の記載をし押印すること。」となっている。

当該通知内容から、「届出人から提示を受けた母子手帳の該当欄に」証明することを求められていると読み取ることができ、別紙発行を行うことや、提示を受けていない母子手帳へ郵送による別紙発行で証明することが差し支えないと読み取することは、極めて困難である。

国として第1次回答の2ボツ3ボツの取扱いを公に差し支えないと認めているのであれば、母子手帳持参の届出人及び母子手帳持参なき届出人に対して、出生届出済証明書(電子計算機により印字したもの)の別紙交付が可能であることを明確化する通知を発出いただきたい。

## 各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

|   |
|---|
| — |
|---|

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

|   |
|---|
| — |
|---|

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

|   |
|---|
| — |
|---|